

西脇市茜が丘宅地媒介手数料交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市野村町茜が丘地内において市が所有する宅地（以下「宅地」という。）の販売を促進するため、市が交付する媒介手数料（以下「手数料」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会北播磨支部の会員
- (2) 一般社団法人全国不動産協会兵庫県本部の会員のうち、北播磨県民局管轄内に事業所を置くもの
- (3) 西脇市空き家バンク運営規程（平成28年西脇市告示第246号）第2条第5号に規定する提携宅地建物取引業者
- (4) その他建設業、設計事務所等を営む者であって、媒介した宅地での建設工事に携わるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) 宅地の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）
- (2) 宅地売買契約締結時において、関係法令により業務停止処分、営業停止処分その他これらに準ずる処分を受けている者
- (3) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (4) 市税等（市民税その他の市税、介護保険料、水道料金、下水道使用料等をいう。）が滞納ある者
- (5) その他市長が不相当と認める者

(手数料の額等)

第3条 手数料の額は、当該宅地売買代金の100分の3に相当する額（1,000円未満は切り捨てる。）に6万円を加えて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 手数料の交付回数は、宅地1区画当たり1回のみとする。

(購入希望者の報告)

第4条 交付対象者は、茜が丘宅地購入希望者媒介報告書（様式第1号。以下「媒介報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(受理書の交付)

第5条 市長は、媒介報告書を受理したときは、茜が丘宅地購入希望者媒介報告受理書(様式第2号。以下「受理書」という。)を交付対象者に交付するものとする。ただし、同一の宅地について、同日に2以上の交付対象者から媒介報告書の提出があった場合は、抽選により受理書を交付する交付対象者を決定するものとする。

(受理書の有効期間)

第6条 受理書の有効期間は、受理書を交付した日から起算して60日間とする。

(交付申請)

第7条 手数料の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、茜が丘宅地媒介手数料交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、交付を決定し、茜が丘宅地媒介手数料交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について条件を付することができる。

(手数料の交付)

第9条 前条の交付決定を受けた申請者(以下「交付事業者」という。)は、手数料の交付を受けようとするときは、茜が丘宅地媒介手数料交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該宅地の所有権移転登記の完了後、手数料を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した手数料の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この規程の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 当該宅地の売買契約が成立しなかったとき。

(4) その他手数料を交付することが不相当と認められる事由が生じたとき。

(購入希望者に対する媒介手数料の請求禁止)

第11条 交付事業者は、購入希望者に対し媒介手数料を請求してはならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

茜が丘宅地購入希望者媒介報告書

年 月 日

西脇市長

様

住所（所在地）
氏名（名称）
及び代表者氏名 ⑩
TEL (担当者)
FAX

西脇市茜が丘宅地媒介手数料交付規程第4条により、下記のとおり茜が丘宅地の媒介について報告します。なお、購入希望者に媒介手数料を請求しないことを誓約するとともに、同規程第2条第2項各号に掲げる者に該当しないことを確認するため関係機関等に照会を行うことに同意します。

記

宅地建物取引業者免許番号		
購入希望者	購入希望区画番号	
	区画価格及び面積	円 m ²
	氏名	
	住所	〒 —

【購入希望者確認欄】

上記の事業者より茜が丘宅地を紹介されたことについて、事実と相違ありません。

年 月 日

氏名 ⑩

【添付書類】

購入希望者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

年 月 日

様

西脇市長

回

茜が丘宅地購入希望者媒介報告受理書

年 月 日付けで提出のあった茜が丘宅地購入希望者媒介報告書を受理しました。

記

1 購入希望者

- (1) 氏 名
- (2) 住 所

2 購入希望区画

- (1) 区画番号
- (2) 面 積
- (3) 宅地価格

3 受理書の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第7条関係）

茜が丘宅地媒介手数料交付申請書

年 月 日

西脇市長

様

住所（所在地）

氏名（名称）

及び代表者氏名

TEL (担当者)

FAX

西脇市茜が丘宅地媒介手数料交付規程第7条の規定により、媒介手数料の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額		円
購入者	氏名	
	住所	
購入区画	番号	
	面積	
契約締結日		
売買代金		
宅地建物取引業者免許番号		
交付申請額の積算	売買代金 × 3% =	円…㊿ (千円未満切捨て)
	(㊿ + 60,000円) × 消費税 =	円

年 月 日

様

茜が丘宅地媒介手数料交付決定通知書

西脇市長

印

年 月 日付で交付申請のあった媒介手数料の交付については、下記のとおり決定しましたので、西脇市茜が丘宅地媒介手数料交付規程第8条第1項の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額		円
購 入 者	氏 名	
	住 所	
購入区画	番 号	
	面 積	
契 約 締 結 日		
売 買 代 金		
売 買 代 金 完 納 日		
宅地建物取引業者免許番号		
交付の条件		1 媒介手数料を受ける権利を第三者に譲り渡さないこと。 2 当該茜が丘宅地の購入に関し、購入者と紛争が生じたときは、責任をもって処理すること。

様式第5号（第9条関係）

茜が丘宅地媒介手数料交付請求書

年 月 日

西脇市長

様

住所（所在地）
氏名（名称）
及び代表者氏名 ⑩
TEL (担当者)
FAX

年 月 日付けで交付決定を受けた媒介手数料の交付について、西脇市茜が丘宅地媒介手数料交付規程第9条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額		
振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	